

回収代行サービス「スーパーレシーバー（でんさい対応版）」代行会社承諾書

改定日：2020年4月1日水曜日

改定前	改定後（改定箇所…赤字）
1. 当社は、後記 3. に記載する会社（以下「被代行会社」という）が貴行に申し込んだ回収代行サービス「スーパーレシーバー（でんさい対応版）」（以下「本サービス」という）に関連して、次の事項を承諾します。 (1)～(2) （略）	1. 当社は、後記 3. に記載する会社（以下「被代行会社」という）が貴行に申し込んだ回収代行サービス「スーパーレシーバー（でんさい対応版）」（以下「本サービス」という）に関連して、次の事項を承諾します。 (1)～(2) （略） <u>(3)民法548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、貴行は、規定の変更内容及び変更日を当行ウェブサイト上に掲載、その他相当の方法で周知することにより、この規定の各条項その他の条件を変更できるものとします。この場合、変更日以降は、契約者の同意の有無にかかわらず、変更後の規定を適用するものとします。</u>